

値引に伴う供給約款等の追加事項

1 適用範囲

電気料金負担軽減支援事業の供給条件は、電力供給約款にもとづき低圧または高圧での電気の供給を受けるお客様に適用します。

2 適用期間

2025年7月使用（2025年8月検針）から2025年9月使用（2025年10月検針）までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、電力供給約款の電力料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、電力供給約款に定める電力料金は、電力供給約款に定める燃料費調整によらず、別表によって算定される燃料費調単価を差し引くものといたします。

別表 燃料調整単価

- (1) 基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）
- (2) 燃料費調整単価
 - ・ 燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－特別措置の燃料費調整単価
 - ・ 特別措置の燃料調整単価

・ 2025年7月使用（2025年8月検針） ・ 2025年9月使用（2025年10月検針） 1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭
・ 2025年8月使用（2025年9月検針）分 1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円40銭

- (3) 燃料調整額…弊社ホームページ燃料調整単価を参照
- (4) 基準燃料調整単価…弊社ホームページ燃料調整単価を参照